盗品の処分先となる事業者への対策について

茨城県警察本部組織犯罪対策第二課

現状・課題

○　盗難被害にあった自動車や金属くずなどが、自動車関連のヤードや金属関連事業者等に売却される実態があります。

○　県警では、盗品と知りながら買い取った事業者を盗品等有償譲受等で検挙しています。
　また、盗品の流通を防止するため、自動車関連ヤードや金属関連事業者等について、古物営業法、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律、茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例、茨城県特定金属類取扱業に関する条例に基づいた立入検査を実施し、自動車や金属類を買い取る際の相手方の身分確認など、法令で定められた義務を履行していない事業者に対して行政指導・行政処分を行っています。

【県警の取組状況】

	令和７年中		令和８年９月	
	立入検査	行政処分	立入検査	行政処分
自動車関連ヤード	242件	15件	222件	20件
金属関連事業者等	190件	25件	83件	21件

今後の対応

○　引き続き、盗品と知りながら買い取った事業者を検挙するほか、立入検査を実施して、法令違反等があれば、行政指導・行政処分を実施していきます。

問合せ先

茨城県警察本部　刑事部　組織犯罪対策第二課
企画指導第二係
029-301-0110
電子メール：keikumitai2@pref.ibaraki.lg.jp